別 紙

第三万陽苑短期入所サービス　料金表

令和4年10月から

ご利用者の介護度			要介護　1		要介護　2		要介護　3		要介護　4		要介護　5	
居室の形態			個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋
基本的に係る費用	・サービス利用料金　（単位）		596		665		737		806		874	
	・サービス提供体制強化加算Ⅰ　（単位）　注１		22									
	・夜勤職員配置加算　（単位）		13									
	・介護職員処遇改善加算　（単位）　注２		52		58		64		70		75	
	・介護職員等特定処遇改善加算　（単位）　注３		17		19		21		23		25	
	・介護職員等ベースアップ等支援加算　（単位）　注４		10		11		12		13		15	
	合　計　単　位		710		788		869		947		1024	
	上記、合計単位を自己負担額に換算（１単位は10.17円）：（円）	１割負担額	722		801		883		963		1,041	
		２割負担額	1,444		1,602		1,767		1,926		2,082	
		３割負担額	2,166		2,404		2,651		2,889		3,124	
	・居室に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	個　室　1,171　／　二人部屋　855									
		・第３段階①・②	個　室　820　／　二人部屋　370									
		・第２段階	個　室　420　／　二人部屋　370									
		・第１段階	個　室　320　／　二人部屋　0									
	・食費に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	1,445									
		・第３段階②	1,300									
		・第３段階①	1,000									
		・第２段階	600									
		・第１段階	300									
	・１日あたりに係る費用（円）《基本的費用の概算》	居室の形態	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋
		・第４段階（標準）	3,338	3,022	3,417	3,101	3,499	3,183	3,579	3,263	3,657	3,341
		・第４段階（２割負担）	4,060	3,744	4,218	3,902	4,383	4,067	4,542	4,226	4,698	4,382
		・第４段階（３割負担）	4,782	4,466	5,020	4,704	5,267	4,951	5,505	5,189	5,740	5,424
		・第３段階②	2,842	2,392	2,908	2,471	3,003	2,553	3,083	2,633	3,161	2,711
		・第３段階①	2,542	2,092	2,621	2,171	2,703	2,253	2,783	2,333	2,861	2,411
		・第２段階	1,742	1,692	1,821	1,771	1,903	1,853	1,983	1,933	2,061	2,011
		・第１段階	1,342	1,022	1,421	1,101	1,503	1,183	1,583	1,263	1,661	1,341
該当する場合に係る費用	・療養食加算　（単位）	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。	8（１食あたり）									
	・送迎加算　（単位）	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。	184									
	※緊急短期入所受入加算（単位）	居宅の介護支援専門員が必要と認めたものに対し、居宅サービス計画にない短期入所介護を緊急に行ったとき。	90（1日につき）（7日　やむ得ない事情がある場合は14日を限度）									

1か月（30日）に係る費用《基本的に係る費用の概算》		要介護　1		要介護　2		要介護　3		要介護　4		要介護　5	
		個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋
自己負担額（円）注４	介護保険で利用できる最大日数（日）	27		29		30		30		30	
	・第４段階（標準）	115,726	106,246	109,089	99,609	105,001	95,521	107,371	97,891	109,706	100,226
	・第４段階（２割負担）	135,673	126,193	132,408	122,928	131,522	122,042	136,263	126,783	140,933	131,453
	・第４段階（３割負担）	155,621	146,141	155,727	146,247	158,043	148,563	165,155	155,675	172,160	162,680
	・第３段階②	100,846	87,346	94,209	80,709	90,121	76,621	92,491	78,991	94,826	81,326
	・第３段階①	91,846	78,346	85,209	71,709	81,121	67,621	83,491	69,991	85,826	72,326
	・第２段階	67,846	66,346	61,209	59,709	57,121	55,621	59,491	57,991	61,826	60,326
	・第１段階	55,846	46,246	49,209	39,609	45,121	35,521	47,491	37,891	49,826	40,226

理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）	調　髪	調髪　＋　顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
	1,500	1,800	500	3,800	4,200

注１　サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変ります。
注２　介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83／1,000（8.3%）を乗じます。
注３　介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27／1,000（2.7%）を乗じます。
注４　介護職員等ベースアップ等加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に16/1,000（1.6%）を乗じます。

※　利用料などの精算は月単位で行います。１日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
※　居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※　個別に加算が係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変りますのでご注意ください。

別 紙

第三万陽苑短期入所サービス(介護予防)料金表

令和４年１０月から

ご利用者の介護度			要支援　1		要支援　2	
基本的に係る費用	・サービス利用料金　（単位）		446		555	
	・サービス提供体制強化加算Ⅰ　（単位）　注１		22			
	・介護職員処遇改善加算　（単位）　注２		39		48	
	・介護職員等特定処遇改善加算　（単位）　注３		13		16	
	・介護職員等ベースアップ等支援加算（単位）　注４		7		9	
	合　計　単　位		527		650	
	上記、合計単位を自己負担額に換算（１単位は10.17円）：（円）	１割負担額	535		661	
		２割負担額	1,071		1,322	
		３割負担額	1,607		1,983	
	・居室に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	個　室　1,171 ／ 二人部屋　855			
		・第３段階①・②	個　室　820 ／ 二人部屋　370			
		・第２段階	個　室　420 ／ 二人部屋　370			
		・第１段階	個　室　320 ／ 二人部屋　0			
	・食費に係る自己負担額（円）	・第４段階（標準）	1,445			
		・第３段階②	1,300			
		・第３段階①	1,000			
		・第２段階	600			
		・第１段階	300			
	・１日あたりに係る費用（円） 《基本的費用の概算》注４	居室の形態	個　室	二人部屋	個　室	二人部屋
		・第４段階（標準）	3,151	2,835	3,277	2,961
		・第４段階（２割負担）	3,687	3,371	3,938	3,622
		・第４段階（３割負担）	4,223	3,907	4,599	4,283
		・第３段階②	2,655	2,205	2,781	2,331
		・第３段階①	2,355	1,905	2,481	2,031
		・第２段階	1,555	1,505	1,681	1,631
		・第１段階	1,155	835	1,281	961
該当する場合に係る費用	・療養食加算　（単位）	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。	8			
	・送迎加算　（単位）	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。	184			

理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）	調　髪	調髪　＋　顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
	1,500	1,800	500	3,800	4,200

注１　サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変ります。
注２　介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83／1,000（8.3%）　を乗じます。
注３　介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27／1,000（2.7%）　を乗じます。
注４　介護職員等ベースアップ等支援加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 16／1,000（1.6%）　を乗じます。

※　利用料などの精算は月単位で行います。１日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
※　居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
※　個別に加算が係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変りますのでご注意ください。